

獨逸鐵鋼業の近況 (承前)

其三 (The Iron and Coal Trades Review. April 11, 1919.)

鐵 鋼

K O 生

銑鐵企業組合は三月二十七日エツセンに於て政府代表者、需用者及従業員等を以て集會し、四月一日より施行すへき公定相場を決定せしに、著しき増額の必要を主張せり。會議の結果に依れば此大なる増額の理由は主として骸炭、鑛石等の非常なる騰貴に基くものなり、又四月一日より鐵道賃金は六〇%上騰すへきに依るなり。其他の理由として數ヶ月以前に於て是認せられたる従業員俸給値上問題あり、又ブラスト、フアネス所有者は大なる範圍に於て其作業を高めんと欲すれとも適當なる鑛石の種類に乏しく、已むを得ず骸炭及石灰石等の多額を必要とするを以てなり。製造業者に於て決定せられたる値上相場の結果は左の如し。

	増額	値上相場
ヘ マ タ イ ト	一〇七、〇〇 <small>馬克</small>	四二一、五〇 <small>馬克</small>
フアウンドリー銑一番及三番	一四七、〇〇	三九六、〇〇及三九七、〇〇
ジーグムンド、オープンハース銑	一二四、〇〇	三六四、〇〇
鏡鐵、滿俺一〇%より一二%のもの	一四五、〇〇	四〇四、〇〇
ルクセンブルグ、フアウンドリー銑	一四一、五〇	三五六、五〇

銑鐵企業組合は需用者の意志に従ひて向ふ三ヶ月間(六月の終り迄)上記の價額を以て施行することとに決定せり、されは需用者に於ては確乎たる根底あるを以て彼等自身の測定をなし得るものなり。

鋼企業組合は此日(三月二十七日)上記の理由に依りて四月十日更に會合せらるゝ迄、價額變更に對する活動を延期することに決定せり。此時又鋼企業組合は銑鐵企業組合と同様に需用者並其他關係者を會議に參與せしめんことを提議せり。此時に當り價額は一噸に付、少くとも一〇〇馬克(五磅)増額すへしと測定せられたり。是に依りて鋼製造業者の或者は彼等自身の思惑を以て價額を處理するに至れり。假令はホーシ會社の如きは既に一噸に付、一一五馬克(五磅一五志)増額せり。されは鹽基性棒は五五〇馬克(二七磅一〇志)板は六一五馬克(三〇磅一五志)三耗なる中薄板は七一〇馬克(三五磅一〇志)而して三耗以下の薄板は七二五馬克(三六磅五志)となせり。

ゲルセンキルヘン會社所屬なるルクセンブルグ工作に於けるエツシ、アルゼタイ、獨逸オース及獨逸レデンゲン等の工場に對する購買候補者として佛國商會、シユナイター及クロイツト等を報告せり。プルバッハ、アイヒ、デューデリンゲンに於ける作業會社の一般會議は獨逸國民にして會社の管理者及支配人たる者を解任することに關して滿場一致を以て議決せり。ジールランド鐵鑛企業組合に於ける全鑛山の産額は一九一八年に於ては合計一、八八七、二六九噸にして其前年に於ては二、〇〇三四四二噸なりき。

獨逸鐵鋼業組合の調査せる所に依れば(ローレン及ルクセンブルグを除く)二月中の産額合計は銑鐵四六九、二〇九噸、鋼四三九、六五四噸なり。占領せられたる地方に於ける産額は銑鐵八七、〇〇〇噸及鋼八五、〇〇〇噸等にして前記の中に包含せらる。故に獨逸領内の産額は銑鐵三八二、二〇九噸及鋼三五四、六五四噸なりとす。二月の産額は一月に比して銑鐵三〇、一四三噸、及鋼一二六、一二六噸の減少を示せり。二月に於ては日數の少きに歸因せしものなるへし。

一月及二月に於ける日々の生産額を擧ぐれば左の如し。

二月	銑鐵	一六、七五七噸	鋼	二一、八五三噸
----	----	---------	---	---------

一月 銑鐵 一六、一六八噸 鋼 二一、七一八噸

其四 (The Iron & Coal Trades Review April 18, 1919.)

鐵 鋼

一週以前聯合組合に依りて決定せられたる價額増加は銑鐵企業組合の最近の會議に依りて決定せられたるものとは聊か差異を生せり、政府に於ては價額の増加を是認せされとも唯其決定を延期せんことを要求せり、州に於ては増加に就て一致したれとも之を實施することに至りては暫く政府の要求を保留することとせり。

鋼企業組合の會員はブレスラウに於て共和黨經濟部の代表者、需用者及従業員代表者等と會合して價額問題に就て商議せり、其結果新制定價額は時日を四月十日に溯らしめ、而してA、B兩產物に之を適用せしむへしと云ふ、或特殊の鋼作業假令はドルトナント組合及ホーシ會社等の如きは既に棒、板、薄板等の價額を一噸に付、一〇〇馬克(五磅)より一五〇馬克(七磅一〇志)迄上騰せり。

鐵鋼生産組合は二月に於ける歴延產物の生産額を報告せり、二月は一月に比して三日間少數なる作業日に對して、合計四五九、一四五噸なり、一月に於ては四七八、五二二噸、昨年十二月に於ては三九七、四一〇噸なりき、日々の生産額平均は一月、一八、三九一噸、二月、一九、三〇〇噸なり。二月に於て占領せられざる純獨逸領内の生産額は合計三八〇、〇〇〇噸なり。

ゲルセンキルヘン鑛山會社はルクセンブルグ作業を包含せるライン左岸なる會社の全所有權を買却することに就て、特別會議を開き全權を管理者に一任せり、ブルバツハ、アイヒ、デューデリンゲン會社は最近鋼企業組合より分離して前記會社の所有權を承繼することとなるへし、該會社は佛國人に依りて組織せられ其の利益は資本に比例し五〇%より五五%、白耳義商會は二〇%より二五%、ルクセンブルグに於ては二五%の範圍なりと云ふ、ゲルセンキルヘン會社のルクセンブルグ作業買却に

關してはルクセンブルグ會議所の態度は未だ確定せざるか如し。
 獨逸ルクセンブルグ鑛山會社も亦ルクセンブルグに於ける利益を收得せん計畫ありと云ふ、該會社は又ザール及モスレー炭坑會社の全株を所有せり、之等の炭坑々軸はローレン領内に入れり。
 瑞西鐵鋼商は鐵鋼通商上、佛國貨幣を使用すべきことを決議せり、又瑞西に於ける獨逸鋼企業組合と契約すべき機關を組成せり、前者かデヨイストの價額を強制執行せしか如く、後者もデヨイストに對して六〇〇法の低價に強制せしめたり。

會社近信

次表は過去二ケ年間に於ける各會社の經濟狀態を表示せるものなり。

會社名	純益		普通株に於ける配當歩合	
	一九一六—一七年	一九一七—一八年	一九一六—一七年	一九一七—一八年
ヒルシ銅、眞鍮工作所	二六六、〇〇〇 ^磅	一八八、〇〇〇 ^磅	二〇%	一〇%
ヒルバート機械製作所	六八、〇〇〇	四五、〇〇〇	四二	八
ハーツンク、クーン會社	六、〇〇〇	七、〇〇〇	五	五
ヌレンベルグ金屬製作所	二二〇、〇〇〇	一九一、〇〇〇	二〇	一二
フライス、ホールト及ナッツ製作所	二八、〇〇〇	一三、〇〇〇	一五	八
ライヘルト金屬螺旋製作所	四八、〇〇〇	四六、〇〇〇	二五	二五
金屬工具工作所	七、〇〇〇	九、〇〇〇	五	八
金屬製作所	四、〇〇〇	五、〇〇〇	六	一一
機械車輛製作所	一三、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇	一〇
金屬工業所	八〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	一三	八

デュッセンドルフ、チューブ及ボイラー製作所	—	—	一五	一二
エツセン炭坑會社	二〇四〇〇〇	二一九〇〇〇	一二	一四
クレフェルド鋼製作所	一九八〇〇〇	一八〇〇	一二	—
クラウス機關車會社	三三〇〇〇	四二〇〇〇	八	八
ハンブルグ鐵及青銅所	八〇〇〇〇	七〇〇〇〇	一八	一六
モイレル製鐵所	一三〇〇〇	一七〇〇〇	一二	一二
レイ機械製作所	一九〇〇〇	九〇〇〇	二〇	八
フレンダー鐵橋會社	四七〇〇〇	三二〇〇〇	二〇	八
ウルフェル製鐵所	二九〇〇〇	二四〇〇〇	一五	一六

南滿洲小製鐵業に關する調査 (承前)

藤 平 田 文 吉

七. 燃 料

燃料としては木炭のみを或は木炭及骸炭を混用し現在骸炭のみを使用せるものなし、蓋し小規模の熔鑛爐にありては木炭を使用するときは操作上便利(熱風の度高きを得ざるを以て鼠銑を製するを目的とする場合に於て骸炭の使用困難なり)とする所多く且つ木炭銑の價額骸炭銑に比して常に高位にあるを以てなり、然れとも各工場何れも骸炭使用試験中にあるを以て追て骸炭銑を見るに至るへし、而して木炭は滿洲産内地産共に使用せられ滿洲産にありては鷄冠山、橋頭地方等安奉線産のもの多く開原、吉林産のもの亦使用せらる、今橋頭産木炭中より分析試験を施したるに左の結果を得